

## 電子決済等代行業者との契約締結内容（株式会社 Origami）

株式会社仙台銀行（以下、当行）は、2018年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社 Origami（以下、事業者）との契約内容の一部を公表いたします。

### 1. 事業者の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての 当行と事業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 事業者は、事業者サービスに関してお客さまに損害が生じたときは、すみやかにその原因を究明し、事業者サービスの利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除き、事業者サービスの利用規約にしたがい、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。
- (2) 事業者は、上記(1)の損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、お客さまに補償を行うものとします。
- (3) 事業者は、上記(1)の損害が当行の責めに帰すべき事由によるものである場合は、事業者がお客さまに賠償または補償した損害を当行に求償することができます。また、事業者は、上記(1)の損害が当行および事業者双方の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができます。
- (4) 上記(1)の損害が、当行または事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、またはいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行および事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

### 2. 事業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う 措置ならびに事業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置

- (1) 事業者は、お客さま情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ事業者サービスの利用規約にしたがって取り扱うものとします。
- (2) 事業者は、お客さま情報を事業者サービスのためにのみ使用するものとし、本サービスによる当行への指図の伝達は事業者サービスの遂行過程のみで行うものとします。
- (3) 当行は、事業者のセキュリティ、利用者保護、サービスの提供または経営状況が当行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、事業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者に通知の上でサービスの利用を制限または停止することができるものとします。